

おわりに

4 おわりに

今後の取組方針

- 本とりまとめに基づき、今後、法制度、マンション標準管理規約、予算、税制、融資制度、ガイドライン等の各種ツールを活用して、課題解決に向けた取組を進めていくとともに、法制審議会における区分所有法制の見直しの動向等を踏まえ、関係省庁、関係団体が連携してマンションの管理適正化・再生円滑化に向けた取組を進めていく。
- とりわけ「今後の施策の方向性」に示した事項のうち、検討方針を明らかにした次の事項については、本年秋頃を目途に、検討会の下にワーキンググループを設置し、施策の具体化に向けた検討を開始する。
 - ・ 管理計画認定制度の認定基準の見直しに関する検討
 - ・ マンション標準管理規約の見直しに関する検討
 - ・ 管理業者が管理者となる場合を含めた外部専門家の活用のあり方に関する検討
- 上記に係る事項以外についても、「今後の施策の方向性」に示した方針に沿って、実態把握や課題の整理、事例収集等を進めていく。
- また、今年度実施予定のマンション総合調査においては、検討会における議論を踏まえ、今後の施策の検討にあたって必要なデータの把握を行うため、その調査項目について政策的な分析の必要性が高い設問を設けるなど、見直しを行うこととする。
- なお、今後講じていく施策については、適時、その効果等を把握・検証し、施策の更なる発展・改善に努めていくこととする。

4 おわりに

とりまとめの周知について

- マンションにおける様々な課題の解決を図るためには、管理組合において活発に議論が行われ、合意形成を進めていく必要がある。
- このため、本検討会で取り上げた課題や議論の内容について、関係団体を通じて個々の管理組合や区分所有者へ広く周知を行うこととし、自らのマンションの状況と照らし合わせて、全国の管理組合で議論を呼び起こしてゆく。
- 本検討会のとりまとめについては、国土交通省のホームページで公開するとともに、できるだけ多くの関係者（区分所有者、居住者、管理組合、管理業者や修繕工事会社、設計コンサルタント会社の従業員、マンション管理士などの関係専門家、地方公共団体等の職員など）の関心を引き起こす視点から、広く意見募集を行うこととし、得られた意見を踏まえて、今後のマンション政策の更なる検討に活用することとする。